

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
【会社名】	株式会社ビーマップ
【英訳名】	BeMap, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅 賀 英 雄
【本店の所在の場所】	東京都文京区白山五丁目1番3号
【電話番号】	03(5842)5033
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 大 谷 英 也
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区白山五丁目1番3号
【電話番号】	03(5842)5033
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 大 谷 英 也
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第1四半期連 結 累計(会計)期 間	第10期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (千円)	221,148	1,007,847
経常損失 (千円)	74,969	243,696
四半期(当期)純損失 (千円)	55,507	422,599
純資産額 (千円)	1,292,945	1,347,785
総資産額 (千円)	1,382,162	1,463,657
1株当たり純資産額 (円)	39,847.17	41,576.43
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)	1,729.27	13,165.51
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	92.5	91.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	20,705	△123,171
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△10,701	△85,138
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—
現金及び現金同等物 の 四半期末(期末)残高 (千円)	793,579	783,575
従業員数 (名)	65	62

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期及び第11期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	65 (2)
---------	--------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員を( )内に外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	43 (2)
---------	--------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均雇用人員を( )内に外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
モバイル分野	60,360
ソリューション分野	97,724
合計	158,084

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 金額は、製造原価によっております。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
モバイル分野	71,861	87,151
ソリューション分野	138,779	106,737
合計	210,640	193,888

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
モバイル分野	71,861
ソリューション分野	149,286
合計	221,148

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ジェイアール東日本企画	46,313	31.0

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期の連結売上高は221,148千円（前年同期比0.8%増）、営業損失は67,531千円（前年同期は営業損失105,312千円）、経常損失は74,969千円（前年同期は経常損失106,513千円）、四半期純損失は55,507千円（前年同期は四半期純損失97,574千円）となりました。

このうち、モバイル事業分野におきましては、売上高は71,861千円（前年同期比3.3%減）、営業損失は25,030千円（前年同期は営業損失17,229千円）、ソリューション事業分野におきましては、売上高は149,286千円（前年同期比3.0%増）、営業損失は42,501千円（前年同期は営業損失88,083千円）となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第1四半期末の資産総額は、前連結会計年度末比81,495千円減少の1,382,162千円となりました。また負債総額は前連結会計年度末比26,655千円減少の89,216千円、純資産は前連結会計年度末比54,840千円減少の1,292,945千円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末比10,003千円増加の793,579千円となりました。なお、当四半期連結会計期間における連結キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、20,705千円となりました。

これは主に、売上債権の減少93,110千円、のれん償却額15,773千円等の資金増加と、税金等調整前四半期純損失54,141千円、仕入債務の減少21,726千円等の資金減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は10,701千円となりました。

これは、主に投資有価証券の取得による支出8,000千円、無形固定資産の取得による支出2,473千円、有形固定資産の取得による支出409千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られた資金については、該当ありません。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### (6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループの属する携帯電話をはじめとするモバイル業界においては、飽和に近づいた状態のマーケット・シェアの争奪に拍車がかかっている状況にあります。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、“事業の選択と集中”により、経営資源を効率的に活用しております。

### (7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は前期末において、連結3期・個別6期連続で最終赤字を計上した結果、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当該状況を解消するため、適正な投資・予算管理の実施、事業の進捗管理の水準向上等、業務管理体制の見直し・強化により“早期の業績回復”を経営の最優先課題として取り組んでおります。

業績回復に向けての体制を整えるため、特定の取締役への過度の依存を解消し、経営面と営業面で担当取締役をそれぞれ配置いたしました。

今後は、経営面の数値管理を徹底し、既存事業の収益確保と不採算事業の撤退・譲渡を進めるとともに、新規事業への取組みも含め、利益を生み出せる体質の確保に努めてまいります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	126,500
計	126,500

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,108	32,108	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー ・マーケット (ヘラクレス市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	32,108	32,108	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成20年8月1日以降提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成 12 年 5 月 26 日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成 20 年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 16,667
新株予約権の行使期間	平成 14 年 6 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,667 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失する。 (a) 死亡,禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1 年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役,監査役,従業員,顧問又はコンサルタントに就いたとき
新株予約権の譲渡に関する事項	対象者は新株予約権の全部又は一部を他に譲渡、担保権の設定、遺贈,その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社は平成 13 年 5 月 21 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 13 年 7 月 9 日付で 1 株を 3 株とする株式分割を行いました。これに伴い、発行価額、資本組入額が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映しております。

2 株式の分割を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$



## 株主総会の特別決議(平成 13 年 3 月 7 日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成 20 年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 150,000
新株予約権の行使期間	平成 15 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失する。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた 場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1 年を経過 したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問 又はコンサルタントに就いたとき
新株予約権の譲渡に関する事項	対象者は新株予約権の全部又は一部を他に譲渡、担保権の設 定、遺贈、その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 当社は平成 13 年 5 月 21 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 13 年 7 月 9 日付で 1 株を 3 株とする株式分割を行いました。これに伴い、発行価額、資本組入額が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映しております。

2 株式の分割を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

## 株主総会の特別決議(平成 13 年 6 月 8 日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成 20 年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	367
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 150,000
新株予約権の行使期間	平成 15 年 7 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失する。 (a) 死亡,禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1 年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき
新株予約権の譲渡に関する事項	対象者は新株予約権の全部又は一部を他に譲渡、担保権の設定、遺贈,その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社は平成 13 年 5 月 21 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 13 年 7 月 9 日付で 1 株を 3 株とする株式分割を行いました。これに伴い、発行価額、資本組入額が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映しております。

2 株式の分割を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成14年6月24日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	46(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 379,208
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成24年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 379,208 資本組入額 189,604
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数122個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を76個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は122株から46株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成 15 年 6 月 18 日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成 20 年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	59(注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59(注 1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 136,000
新株予約権の行使期間	平成 17 年 7 月 1 日から 平成 25 年 5 月 31 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,000 資本組入額 68,000
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数 264 個から、行使もしくは退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を 205 個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は 264 株から 59 株に減少しております。
- 2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成 16 年 6 月 24 日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成 20 年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	260(注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260(注 1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 486,203
新株予約権の行使期間	平成 18 年 7 月 1 日から 平成 26 年 5 月 31 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 486,203 資本組入額 243,102
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数 300 個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を 40 個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は 300 株から 260 株に減少しております。
- 2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整} \\ \text{後} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整} \\ \text{前} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成 17 年 6 月 23 日)

取締役会決議日 (平成 17 年 9 月 9 日)	
第 1 四半期会計期間末現在 (平成 20 年 6 月 30 日)	
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 328,514
新株予約権の行使期間	平成 19 年 7 月 1 日から 平成 27 年 5 月 31 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 328,514 資本組入額 164,257
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。) ② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。) ③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。) ⑧ その他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

取締役会決議日（平成 17 年 11 月 21 日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 （平成 20 年 6 月 30 日）
新株予約権の数(個)	262(注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262(注 1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 244,755
新株予約権の行使期間	平成 19 年 7 月 1 日から 平成 27 年 5 月 31 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 244,755 資本組入額 122,378
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。 ② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。 ③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)。 ④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。 ⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数 264 個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を 2 個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は 264 株から 262 株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

取締役会決議日（平成 18 年 5 月 22 日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 （平成 20 年 6 月 30 日）
新株予約権の数(個)	234(注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234(注 1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 304,000
新株予約権の行使期間	平成 19 年 7 月 1 日から 平成 27 年 5 月 31 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 304,000 資本組入額 152,000
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。 ② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。 ③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。 ④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。 ⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数 236 個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を 2 個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は 236 株から 234 株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次頁の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。



(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	32,108	—	1,854,247	—	1,480,389

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,099	32,099	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	32,108	—	—
総株主の議決権	—	32,099	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2株(議決権2個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビーマップ	東京都文京区白山 五丁目1番3号	9	—	9	0.0
計	—	9	—	9	0.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	40,500	66,100	60,700
最低(円)	36,300	35,900	45,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット — 「ヘラクレス」市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 19 年内閣府令第 64 号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当第 1 四半期連結累計期間(平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	793,579	783,575
売掛金	222,447	315,558
原材料	1,464	6,221
仕掛品	18,941	15,628
その他	35,967	16,904
貸倒引当金	△185	△185
流動資産合計	1,072,215	1,137,702
固定資産		
有形固定資産	※ 25,057	※ 29,070
無形固定資産		
ソフトウェア	61,043	65,392
のれん	173,503	189,277
その他	3,601	1,152
無形固定資産合計	238,149	255,822
投資その他の資産	46,739	41,062
固定資産合計	309,946	325,954
資産合計	1,382,162	1,463,657
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	35,029	56,755
未払法人税等	2,918	7,273
賞与引当金	7,875	4,058
その他	43,393	47,784
流動負債合計	89,216	115,871
固定負債	—	—
負債合計	89,216	115,871
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,854,247	1,854,247
資本剰余金	1,480,389	1,480,389
利益剰余金	△2,053,599	△1,998,092
自己株式	△1,982	△1,982
株主資本合計	1,279,054	1,334,561
少数株主持分	13,891	13,223
純資産合計	1,292,945	1,347,785
負債純資産合計	1,382,162	1,463,657

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	221,148
売上原価	146,658
売上総利益	74,489
販売費及び一般管理費	* 142,020
営業損失(△)	△67,531
営業外収益	
雑収入	450
その他	22
営業外収益合計	473
営業外費用	
たな卸資産評価損	4,732
雑損失	2,375
その他	804
営業外費用合計	7,911
経常損失(△)	△74,969
特別利益	
投資有価証券売却益	21,233
その他	991
特別利益合計	22,225
特別損失	
固定資産除却損	1,396
特別損失合計	1,396
税金等調整前四半期純損失(△)	△54,141
法人税、住民税及び事業税	698
法人税等調整額	—
法人税等合計	698
少数株主利益	667
四半期純損失(△)	△55,507

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失(△)	△54,141
減価償却費	7,398
のれん償却額	15,773
固定資産除却損	1,396
投資有価証券売却損益(△は益)	△21,233
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△0
賞与引当金の増減額(△は減少)	3,816
受取利息及び受取配当金	△22
持分法による投資損益(△は益)	804
売上債権の増減額(△は増加)	93,110
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,444
その他の流動資産の増減額(△は増加)	1,302
仕入債務の増減額(△は減少)	△21,726
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△3,834
その他	1,124
小計	25,212
利息及び配当金の受取額	72
法人税等の支払額	△4,579
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,705
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△409
無形固定資産の取得による支出	△2,473
投資有価証券の取得による支出	△8,000
その他	182
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,701
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	10,003
現金及び現金同等物の期首残高	783,575
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 793,579

### 【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当グループは、当第1四半期連結会計期間において、55,507千円の四半期純損失を計上しており、前連結会計期間を含めた過去3期にわたり連結営業損失を計上しました。

当該状況により、当グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、以下のとおり事業再建策を実施し、収益構造を再構築し安定した経営基盤を確立し、今後は、確実に最終黒字を達成すべく邁進することとしております。

事業再建策の骨子といたしましては、①当社及び当社子会社を含めた全般的な見直しによる低採算事業・プロジェクトの整理・統合を行い、当社の基盤ビジネスである交通・飲食店向けサービスの強化と成長が期待できるメタデータ事業への集中投資による収益基盤の安定化、②前記①に伴う組織・人員の適正化を図る中での固定費削減、③管理部門の体制・システム刷新と内部統制の強化によるリスク・収益性・予実管理機能の強化、④固定資産の全般的見直しによる整理、であります。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

### 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

#### 1 会計方針の変更

(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

当該変更に伴い損益に与える影響は軽微であります。

#### (2) 所有権移転外ファイナンスリース取引について

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、当該リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ただし、平成20年3月31日以前に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

当該変更に伴い損益に与える影響は軽微であります。

**【簡便な会計処理】**

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

- 1 一般債権の貸倒見積高の算定方法  
当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
- 2 棚卸資産の評価方法  
棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
- 3 固定資産の減価償却費の算定方法  
定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
- 4 経過勘定項目の算定方法  
合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。

**【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】**

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)  
該当事項はありません。

**【注記事項】****(四半期連結貸借対照表関係)**

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 65,135千円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 60,666千円

**(四半期連結損益計算書関係)**

## 第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	30,958千円
給与手当	36,428千円

**(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)**

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	793,579千円
現金及び現金同等物	793,579千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	32,108

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9



## (セグメント情報)

### 【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	モバイル分野 (千円)	ソリューション分野 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社	連結 (千円)
売上高	71,861	149,286	221,148	—	221,148
営業損失	25,030	42,501	67,531	—	67,531

(注) 1 事業の区分の方法

事業は、当社が顧客に対して提供するサービスの類似性、市場の種類ならびに属性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品及びサービス

事業区分	主要な製品及びサービス
モバイル事業	JRトラベルナビゲータ、b-Walker、AirCompassを始めとする移動体向けのインフラ提供事業
ソリューション事業	画像配信システム、企業向けWebシステムの企画・開発・運用及びシステム販売事業

### 【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

### 【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

**(1 株当たり情報)**

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
39,847.17円	41,576.43円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,292,945	1,347,785
普通株式に係る純資産額(千円)	1,279,054	1,334,561
差額の主な内訳(千円) 少数株主持分	13,891	13,223
普通株式の発行済株式数(株)	32,108	32,108
普通株式の自己株式数(株)	9	9
1株当たり純資産額の算定に用 いられた普通株式の数(株)	32,099	32,099

## 2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失 1,729.27円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	55,507
普通株式に係る四半期純損失(千円)	55,507
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	—
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	32,099
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

## 2【その他】

### 重要な訴訟事件等

#### 1. 訴訟の発生

当社及び当社の連結子会社の株式会社 Be plus（以下「Be plus」）は、下記の訴訟の提起を受け、平成 20 年 6 月 9 日にその訴状の送達を受けました。

##### (1) 訴訟を提起した者（原告）

- ① 氏名 株式会社日本ソフトウェア技研
- ② 住所 東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 4 番 2 0 号

##### (2) 訴訟の内容及び請求額

- ① 訴訟の内容 請負代金等請求事件
- ② 請求金額 金 6,583 万 5 千円及びこれに対する訴状到達の翌日から支払済みまでの年 6 分の割合による金員の支払い。

##### (3) 訴訟の内容

原告は、当社子会社である Be plus と原告との間にシステム開発業務に関する請負契約が存在していたとの主張を前提に Be plus に対し(2)項金員の請求を行なうとともに、当社と Be plus との間に同種の請負契約が存在していたとの主張を前提に当社に対し同額の支払を請求しているものであります。

##### (4) 今後の見通し

当社といたしましては、原告が主張するような請負契約は存在していないものと考えており、裁判において当社の正当性を主張する所存であります。また、現時点において、本訴訟の当社連結及び個別の業績に与える影響は微少と考えておりますが、当社の主張が受け入れられない可能性も考慮し、保守的な観点から本項に記載するものであります。

#### 2. 訴訟の発生

当社及び当社の持分法適用会社の株式会社エム・データ（以下「エムデータ」）等は、下記の訴訟の提起を受け、平成 20 年 6 月 19 日にその訴状の送達を受けました。

##### (1) 訴訟を提起した者（原告）

- ① 氏名 株式会社レインボー・ジャパン
- ② 住所 東京都渋谷区恵比寿 1 丁目 3 番 1 号

##### (2) 訴訟の内容及び請求額

- ① 訴訟の内容 著作物使用差止等請求事件
- ② 請求金額 金 1 億円及びこれに対する訴状到達の翌日から支払済みまでの年 5 分の割合による金員の支払い。

##### (3) 訴訟の内容

原告は、当社、エムデータ並びに株式会社プランテック（神奈川県相模原市）が、原告が提供するサービスに関する著作権を侵害しているとの主張を前提に、当該侵害行為の停止と、(2)項金員の支払いを求める請求を行なうものであります。

##### (4) 今後の見通し

当社といたしましては、当社のメタデータ事業は、原告が主張するようなサービスとは全く異なるもので、また、エムデータが作成し著作権を有するデータベースを活用した事業であり、従って原告が有すると主張する著作権侵害は行なっていないと考えており、裁判において当社の正当性を主張する所存であります。また、現時点において、本訴訟の当社連結及び個別の業績に与える影響は微少と考えておりますが、当社の主張が受け入れられない可能性も考慮し、保守的な観点から本項に記載するものであります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 20 年 8 月 13 日

株式会社ビーマップ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 忠儀 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 岳司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの連結会計年度の第 1 四半期連結累計期間(平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の平成 20 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 1 四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

継続企業の前題に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第 1 四半期連結会計期間において、55,507 千円の四半期純損失を計上し、当第 1 四半期連結会計期間を含め過去 4 期にわたり連結純損失の状況にあり、これにより、継続企業の前題に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。